

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月17日

香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	コーナン商事株式会社 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1 青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目3番5号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	ホームセンターコーナン香川綾川店 綾歌郡綾川町萱原字下所520番2ほか								
変更した事項	<p>1 大規模小売店舗を設置する者</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1 青山商事株式会社 代表取締役 青山 理 広島県福山市王子町一丁目3番5号</td> </tr> </table> <p>2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1 青山商事株式会社 代表取締役 青山 理 広島県福山市王子町一丁目3番5号</td> </tr> </table>	変更前	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1	変更後	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1 青山商事株式会社 代表取締役 青山 理 広島県福山市王子町一丁目3番5号	変更前	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1	変更後	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1 青山商事株式会社 代表取締役 青山 理 広島県福山市王子町一丁目3番5号
変更前	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1								
変更後	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1 青山商事株式会社 代表取締役 青山 理 広島県福山市王子町一丁目3番5号								
変更前	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1								
変更後	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1 青山商事株式会社 代表取締役 青山 理 広島県福山市王子町一丁目3番5号								
変更年月日	平成25年11月13日（上記1の変更） 平成25年11月30日（上記2の変更）								
変更理由	コーナン代表者及び小売業者の変更の為								

2 届出年月日

平成26年4月8日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課 及び 綾川町経済課
縦覧期間	平成26年4月17日から平成26年8月17日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年8月17日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び綾川町経済課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ